

# タクシーご利用の皆様へ

毎度ご乗車ありがとうございます。

このたび、当地区のタクシー運賃が下記の通り改定され、平成19年12月10日から実施することになりました。業界は、安全輸送とサービスの向上に、より一層の努力をいたしますので、今後とも変わらぬご愛顧の程お願い申し上げます。



記

## 改定運賃（山梨県A地区）

種別	車種	上限運賃及び料金	
距離制運賃	特定大型車	初乗 1.8 kmまで <b>790</b> 円	加算 254mまでを増すごとに <b>90</b> 円
	大型車	初乗 1.8 kmまで <b>750</b> 円	加算 271mまでを増すごとに <b>90</b> 円
	普通車	初乗 1.8 kmまで <b>710</b> 円	加算 291mまでを増すごとに <b>90</b> 円
	小型車	初乗 1.8 kmまで <b>690</b> 円	加算 299mまでを増すごとに <b>90</b> 円
時間距離併用運賃	特定大型車	時速 10 km以下の走行時間につき、1分35秒までごとに <b>90</b> 円	
	大型車	時速 10 km以下の走行時間につき、1分40秒までごとに <b>90</b> 円	
	普通車	時速 10 km以下の走行時間につき、1分45秒までごとに <b>90</b> 円	
	小型車	時速 10 km以下の走行時間につき、1分50秒までごとに <b>90</b> 円	
時間制運賃	特定大型車	30分までごとに	<b>3,750</b> 円
	大型車	30分までごとに	<b>3,550</b> 円
	普通車	30分までごとに	<b>3,350</b> 円
	小型車	30分までごとに	<b>3,250</b> 円
深夜・早朝割増	22時から5時まで	<b>2割増</b>	
迎車回送料金 (事業者によって異なります)	<ul style="list-style-type: none"><li>・無料</li><li>・回送距離について、1キロメートルを限度として実車扱いとする。</li><li>・回送距離について、1.8キロメートルを限度として実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする。</li></ul>		
障害者割引	(身障者・療育手帳にある写真を確認後に割引する)		<b>1割引</b>

## 山梨県タクシー協会

笛吹市石和町唐柏 1,000-7 電話 055-262-1212

# タクシーご利用の皆様へ

毎度ご乗車ありがとうございます。

このたび、当地区のタクシー運賃が下記の通り改定され、平成19年12月10日から実施することになりました。業界は、安全輸送とサービスの向上に、より一層の努力をいたしますので、今後とも変わらぬご愛顧の程お願い申し上げます。



記

## 改定運賃（山梨県B地区）

種別	車種	上限運賃及び料金	
距離制運賃	特定大型車	初乗 1.8 kmまで <b>790</b> 円	加算 219mまでを増すごとに <b>90</b> 円
	大型車	初乗 1.8 kmまで <b>750</b> 円	加算 234mまでを増すごとに <b>90</b> 円
	普通車	初乗 1.8 kmまで <b>710</b> 円	加算 251mまでを増すごとに <b>90</b> 円
時間距離併用運賃	特定大型車	時速 10 km以下の走行時間につき、1分20秒までごとに <b>90</b> 円	
	大型車	時速 10 km以下の走行時間につき、1分25秒までごとに <b>90</b> 円	
	普通車	時速 10 km以下の走行時間につき、1分30秒までごとに <b>90</b> 円	
時間制運賃	特定大型車	30分までごとに	<b>3,820</b> 円
	大型車	30分までごとに	<b>3,580</b> 円
	普通車	30分までごとに	<b>3,350</b> 円
深夜・早朝割増	22時から5時まで	<b>2割増</b>	
迎車回送料金	・回送距離について、1.8キロメートルを限度として実車扱いとし、初乗運賃額を限度とする。		
障害者割引	(身障者・療育手帳にある写真を確認後に割引する)		<b>1割引</b>

## 山梨県タクシー協会

笛吹市石和町唐柏 1,000-7 電話 055-262-1212